解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月三十一日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十八日

新潟県新潟市中央区長潟八二〇番一

長潟南土地区画整理組合

代表清算人　佐々木平栄

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十八日

愛知県名古屋市中村区竹橋町五番五号　さかえビル四階

中日本段ボール厚生年金基金

代表清算人　神谷　修

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十八日

大阪府大阪市中央区博労町一丁目九番八号　堺筋ＭＳ第二ビル九階

大阪装粧厚生年金基金

代表清算人　松井　誠司

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十八日

兵庫県神戸市中央区栄町通二丁目五番一号　神戸機械金属厚生年金基金

代表清算人　村元　四郎

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十八日

大分県大分市荷揚町四番二八号　大分県建設業厚生年金基金

代表清算人　佐藤　俊治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市宮下町一九番地一、最後の住所岩手県一関市宮下町九番三号

被相続人　亡　竹内　淑子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十八日

事務所　岩手県一関市字相去五七番地五　みのる法律事務所

相続財産管理人　弁護士　千田　實

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市観音台一丁目三四番地三四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大輪　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十八日

事務所茨城県土浦市中央一丁目一五番六号　磯山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　磯山　貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区大島八丁目一六八番地、最後の住所千葉市緑区大椎町一二五一番地一八三

被相続人　亡　伊藤　清美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十八日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号　袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷　麻衣子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市花見川区幕張町五丁目四一七番地二、最後の住所千葉市花見川区幕張町五丁目四一七番地二

被相続人　亡　小松原　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十八日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号　北野京葉ビル七階丸山・関総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　丸山　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県野々市市粟田三丁目四五六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小田　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十八日

石川県金沢市橋場町一番二九号レジデンス兼六二階戸水・辻法律事務所

相続財産管理人　弁護士　辻　明士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市荒木町一丁目一六番地五、最後の住所長野県諏訪郡下諏訪町八九九三番地第一杉の木荘Ｃ号

被相続人　亡　大津　德三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十八日

長野県諏訪市湖岸通り四丁目九番一一号

弁護士法人斎藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三井　智和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所京都市南区吉祥院定成町六番地モード・コージ二〇二

被相続人　亡　松田鎭德こと　黄　鎭德

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十八日

京都市中京区堺町通御池下る吉岡御池ビル八階弁護士法人みやこ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金井　健作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市彦島江の浦町六丁目一一三〇番地、最後の住所山口県下関市彦島福浦町一丁目一三番六号　被相続人　亡　竹内　弓弦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十八日

山口県下関市上田中町一丁目一三番一三号

相続財産管理人　弁護士　白石　資朗

合併取消のお知らせ

当社は、全株式の三分の一超を保有する一部株主の異議申し立てにより、平成二十八年三月三十日に取締役会を開催し、平成二十八年二月十九日（号外第三十六号）掲載の四国運輸あき株式会社（本店所在地、高知市布師田字金山三九三六番地二）、四国運輸株式会社（本店所在地、高知市布師田字金山三九三六番地一）、四国運輸せとうち株式会社（本店所在地、高知市布師田字金山三九三六番地一）及び四国運輸大阪株式会社（本店所在地、高知市布師田字金山三九三六番地一）との合併中止を決議した事を受け、合併を取り消したことをお知らせします。

平成二十八年四月十八日

高知市布師田字金山三九三六番地一

四国運輸株式会社

代表取締役　石本　修也